

各所属所共済事務担当課長 様

奈良県市町村職員共済組合保険課長

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令について（パパ・ママ育休プラス制度適用時における育児休業手当金支給期間延長要件の見直し関係）

平素は、共済組合の業務運営について格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 29 年 6 月 26 日付けで、地方公務員等共済組合法施行規則(昭和 37 年自治省令第 20 号。以下「地共済法施行規則」という。)の一部を改正する省令が成立いたしましたのでお知らせします。

なお、改正の趣旨及び概要については下記のとおりです。

記

1 改正の趣旨

組合員が育児休業を取得し、当該組合員の配偶者がある子の 1 歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業等を取得している場合には、当該育児休業等に係る子が 1 歳 2 か月に達する日までの期間、育児休業手当金を支給することとされている。

今般、当該育児休業手当金の支給を受けている場合において、保育所に入所できない等の理由により支給期間を 1 歳 2 か月から 1 歳 6 か月に延長する際の要件について、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)と同様の取扱いとなるよう、地共済法施行規則が一部改正された。

2 改正の概要

パパ・ママ育休プラス制度が適用されている組合員において、当該育児休業に係る子が 1 歳 2 か月から 1 歳 6 か月まで育児休業手当金の支給を受けようとする場合の要件について、従来、子が 1 歳に達する日後の期間について、要件に該当するか否かの判断を行っていたところである。

今般、パパ・ママ育休プラス制度の場合の支給期間の延長について、当該育児休業に係る子がパパ・ママ育休プラス制度による育児休業手当金の支給期間の末日後の期間について、延長要件に該当するか否かの判断を行うこととされた。(地共済法施行規則第 2 条の 5 の 5 第 2 項を新設し、地共済法施行規則第 2 条 5 の 5 第 1 項を読み替える。)

3 施行期日：平成 29 年 7 月 1 日

※ 平成 29 年 7 月 1 日以後にパパ・ママ育休プラス制度による育児休業手当金支給期間の末日が到来する者について適用される。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔省 令〕
 - 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務四二）
 - 特定適格消費者団体を公示する件（消費者庁一五）
 - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三八）
 - 日本国に帰化を許可する件（法務三一八）
 - 平成二十九年において社会教育主事の講習を実施する件（文部科学八七）
 - 著作者の実名登録の件（文化庁四三三）
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働二二七）
 - 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二大中小型まき網漁業の項第十号の農林水産大臣が定めた期間を定める件（農林水産九八四）
 - 農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき登録認定機関の登録を更新した件（同九八五）

一 二 三 四 五

- 保安林の指定をする件（同九八六、九八七、九八八）
 - 建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件（国土交通六四七）
 - 海上における射撃訓練を実施する件（防衛二一、一二二）
 - 海上における空対空射撃訓練を実施する件（同二二三、一二六）
 - 海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練訓練及び試験を実施する件（同二二七）
 - 海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二二八）
 - 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二二九）
- 〔国会事項〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 産業
- 〔公告〕
- 諸事項
- 官庁
- 第三者所有物の没収、財団、商業登記抹消、金融商品取引業者営業保証金取戻し、酒類の地理的表示「山梨」を変更する件、建設業の営業の停止命令関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
- 会社その他

五 六 七 八 二〇 二〇 二〇 三 元

省 令

○総務省令第四十二号
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第七十条の二の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十六日
総務大臣 山本 早苗

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令
地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔法第七十条の二第二項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合〕</p> <p>第二条の五の五 法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 法第七十条の二第二項に規定する場合に該当する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「一歳に達する日」とあるのは、「二歳に達する日（法第七十条の二第二項の規定により同条第一項を読み替えて適用する場合の同項に規定する育児休業手当金を受けようとする一の期間の末日が当該子の一歳に達する日後である場合にあっては、当該末日）」とする。</p>	<p>〔法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合〕</p> <p>第二条の五の五 法第七十条の二第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則
この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

告 示

○消費者庁告示第十五号
消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第六十五条第一項の規定に基づき、別表に掲げる者を特定適格消費者団体として認定したので、同法第六十八条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月二十六日
消費者庁長官 岡村 和美